

昭和 63 年 6 月

税制改革についての答申

税 制 調 査 会

まえがき

- 1 税制調査会は、昭和62年11月12日、内閣総理大臣より新たな諮問を受けて以来、税制全般にわたる検討を行い、昭和63年4月28日に「税制改革についての中間答申」をとりまとめ、望ましい税体系の全体像を示した。
 - 2 その後、政府において、その具体化に向けての作業が進められ、具体的細目が明らかにされたのを受け、当調査会は、昭和63年6月15日、第23回総会において「税制改革についての答申」をとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。
- 本書は、この答申を印刷に付したものである。

税制改革についての答申

昭和63年6月15日

内閣総理大臣 竹下登 殿

税制調査会会长 小倉武一

昭和62年11月12日付諮問に対し、当調査会の意見を別紙のとおり答申します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は、次のとおりである。

委 員	飯 田 経 夫	後 藤 基
	五 十 畑 隆	小 松 勇 五 郎
○石 弘 光	佐 治 敬 三	
大 谷 健 健	○鈴 木 隆	
大 宅 映 子	○高 原 須 美 子	也 照
○大 山 晃 人	田 淵 節 也	乃 三
○小 倉 武 一	○土 屋 佳 照	田 泰
織 本 秀 實	寺 田 千 代	輝 武
勝 岡 保 夫	端 田 泰	吉 吾
○加 藤 一 郎	濱 口 光	臣 吾
○加 藤 寛 人	○土 方 栄	吉 吾
鎌 田 要 人	真 柄 真	臣 吾
河 合 良 一	山 下 真	臣 吾
栗 原 一	○山 田 精	郎 生
○河 野 光 雄	○吉 國 二 敬	宏 宏
特別委員	○飯 島 清 朗	永 田 敬
	○牛 尾 治 朗	新 飯 田 久
	江 副 浩 正	播 広 一 夫
	岡 田 卓 也	瀬 嘉 夫
○貝 塚 啓 明	廣 瀬 嘉 夫	田 晴 卓
金 子 宏 宏	藤 田 見	見 卓
清 宮 龍 幸	細 松 尾 好	卓 治
公 文 俊 幸	平 松 尾 好	治 衛
堺 屋 太 一	○松 本 作 久	之
武 田 亨	三 宅 久	

立山武司 横河正三
田中里子 渡部昇一
中川幸次

(○印を付した委員及び特別委員は、 基本問題小委員会に 所属
した委員及び特別委員である。)

当税制調査会は、昭和62年11月に内閣総理大臣より新たな諮問を受けて以来、税制全般にわたる検討を行い、所得・消費・資産等の間で均衡がとれた安定的な税体系を構築することが必要であるという観点にたち、その望ましい税制のあり方について、昭和63年4月には、「税制改革についての中間答申」(以下「中間答申」という。)をとりまとめたところである。

その後、政府において、中間答申を踏まえ、与党との調整を行いつつ、その具体化に向けての作業を進めてきた結果、今般、具体的細目が明らかにされたが、基本的には、これらの改正の姿は中間答申で述べた基本的考え方におおよそ沿つたものであると考える。

当調査会としては、この中間答申において望ましい税体系の全体像について詳細に述べたところでもあり、同答申をもつて今回の税制改革についての最終答申とすることとしたい。

しかしながら、次の各点については、引き続き検討を行うとともに、適切に対応することを求めたい。

- 1 国民の税負担の公平確保を求める声はなお大きく、今後とも、課税の公平・簡素・中立の原則にのつとり、中間答申で指摘した点を中心に所得課税・資産課税等を通じた不公平税制の是正に努めるほか、よりよき税制の姿を求めて不断の努力を行う必要があることは言うまでもない。なお、納税者番号制度については、引き続き小委員会において幅広い観点から検討するものとする。
- 2 今回の改革案が国及び地方を通ずる財政に対して与える影響については引き続き注視していく必要があるとともに、後代に負担を残さないという基本的な考え方は今後とも維持していくことが適当である。

税制が国民の理解と信頼を得るために、税の使途、即ち行財政が効率的に運営されることが是非とも必要であり、あわせて、巨額の借入金残高を抱える厳しい財政状況にかんがみれば、行財政改革を引き続き強力に推進することが不可欠であることを再度確認しておきたい。

- 3(1) 消費税(仮称)の導入に当たつては、この種の税が我が国になじみのないものであることから、その内容、仕組み、実施面等につき十分国民に説明する必要がある。

また、国民の間に存する安易な税率の引上げへの強い懸念には十分留意すべきである。

- (2) 消費全般に負担を求める税としての性格にかんがみ、円滑な転嫁が行われるよう、

その環境づくりに努めるとともに、便乗値上げがなされることのないよう適切に対応する必要がある。

- (3) 消費税の実施に際しては、経済取引への影響にも留意し、納税者を始めとする関係者の対応の便に配慮を加えることが必要である。なお、消費税導入後も国民の声に十分耳を傾け、その仕組み等について、社会経済の実態に合うよう適宜見直していくことが必要である。
- (4) 累積排除の方法に関して、中間答申においては、いわゆる「自己記録による方法」と「税額別記の書類による方法」を掲げたところである。今回、消費全般に対する税制の導入に当たつて「自己記録による方法」を選択することは容認できるが、今後の消費税の定着とともに、将来は税額別記の書類により控除する方法にしていくことが望ましい。
- (5) また、現在所得課税の対象となつていない人々など真に手を差しのべるべき人々については、引き続き各般にわたつてきめ細かな配慮が行われることを望みたい。

当調査会としては、改革の内容が一体として成案にとりまとめられ、かつ、適切に実施に移されるよう、政府に対し重ねて特段の配慮を要請するものである。

(大蔵省印刷局製造)